

飯野山

令和7年度
地域管理経営計画等の
策定・変更(案)の概要

令和8年3月
四国森林管理局



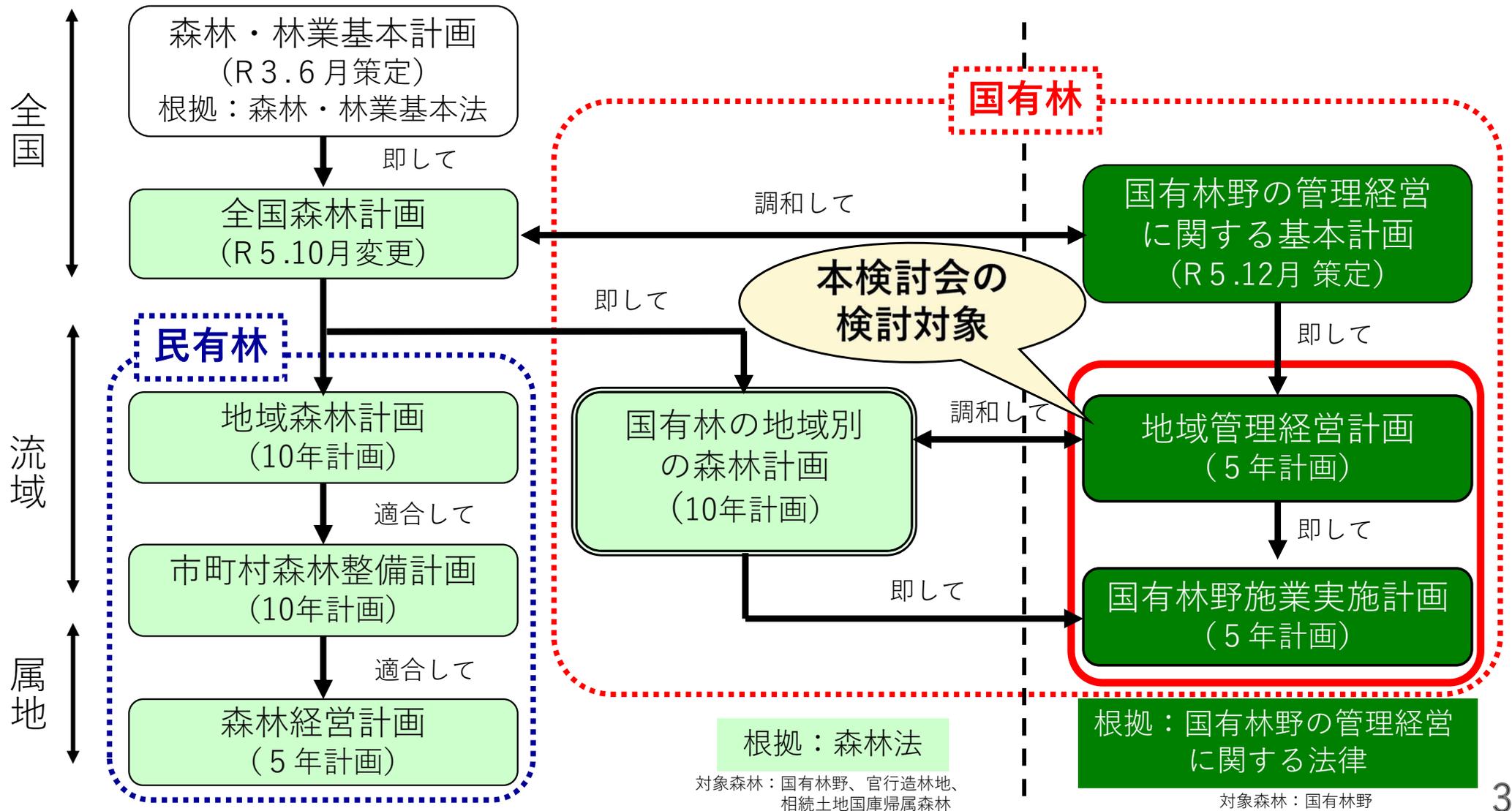
国民の森林・国有林

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和7年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和7年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	28
		3) 林産物の供給に関する事項	35
		4) 国有林野の活用に関する事項	37
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	39
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	40
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	41
3	その他の計画変更の概要	1) その他の森林計画区における主な変更計画量	43
		2) 管理経営の指針の一部改正	45

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和7年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和7年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	28
		3) 林産物の供給に関する事項	35
		4) 国有林野の活用に関する事項	37
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	39
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	40
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	41
3	その他の計画変更の概要	1) その他の森林計画区における主な変更計画量	43
		2) 管理経営の指針の一部改正	45

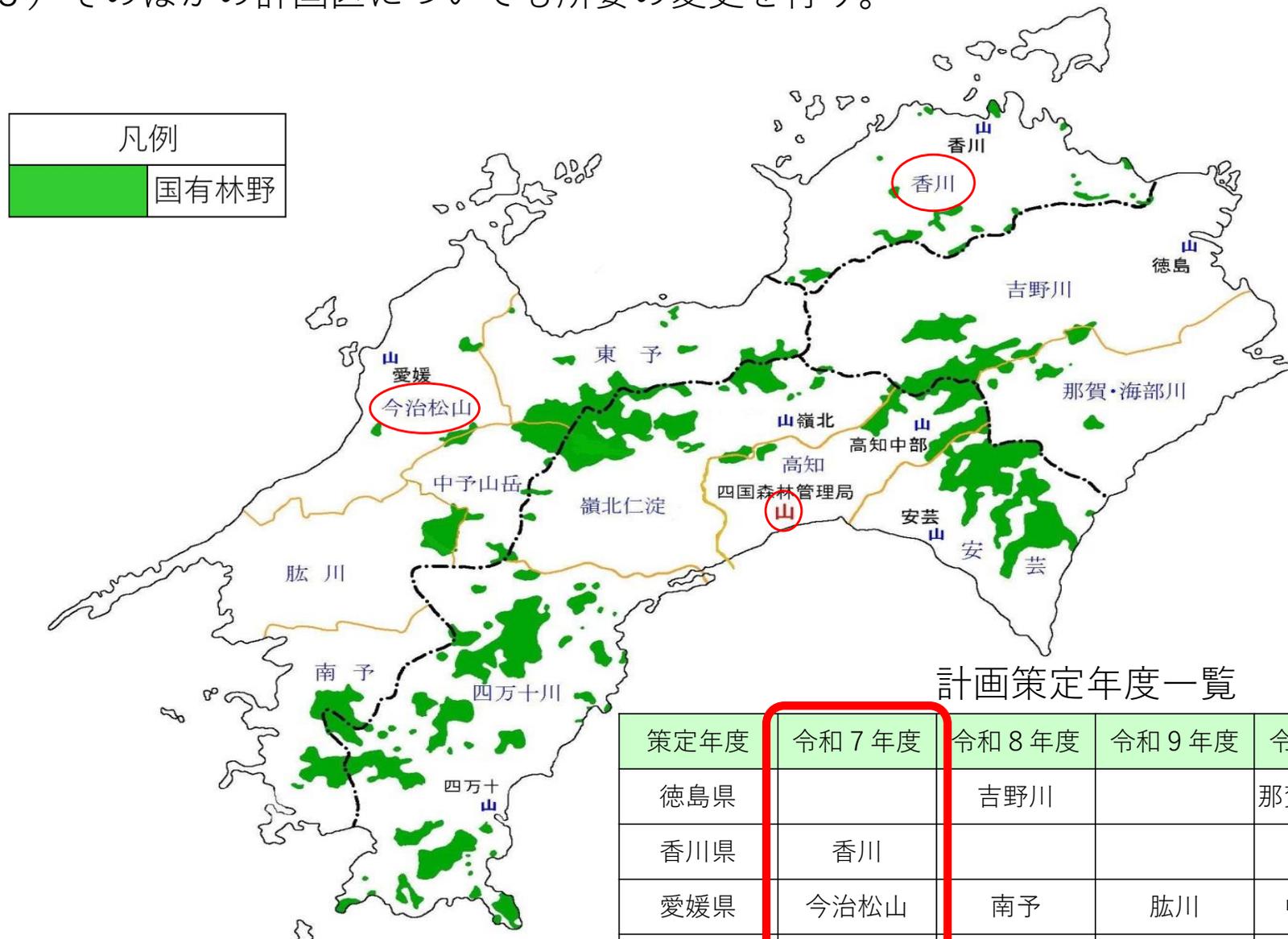
1.1) 森林計画制度の体系

- (1) **地域管理経営計画**は、**国有林野の管理経営に関する基本計画**に即して、国有林の地域別の森林計画との調和を図りつつ、森林計画区ごとに、**国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業総量等を定める計画**。
- (2) **国有林野事業実施計画**は、国有林の事業別の森林計画及び**地域管理経営計画**に即して、森林計画区ごとに、国有林野の**箇所別の伐採、更新、林道整備、治山事業等を定める計画**。



1.2) 令和7年度に計画策定・変更する森林計画区

- (1) 四国森林管理局内には12の森林計画区。
- (2) このうち、**香川森林計画区（香川県）**、**今治松山森林計画区（愛媛県）**は、現計画が令和7年度に5年を経過するため、**計画を策定**する。
- (3) そのほかの計画区についても所要の変更を行う。



策定年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
徳島県		吉野川		那賀・海部川	
香川県	香川				
愛媛県	今治松山	南予	肱川	中予山岳	東予
高知県		四万十川	安芸	嶺北仁淀	高知

(参考)

国有林野の管理経営に関する基本計画（令和5年12月農林水産省策定）

- 国有林野の管理経営に関する基本計画における基本方針
 - (ア) 公益重視の管理経営の一層の推進
 - ・花粉症対策の加速化
 - ・国土強靱化基本計画に基づく治山対策
 - ・路網の強靱化・長寿命化
 - ・地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
 - ・30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組
 - (イ) 森林・林業施策全体の推進への貢献
 - ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
 - ・複数年契約等を活用した林業事業者の育成
 - ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
 - ・上記の取組を民有林関係者に分かりやすい形で推進
 - (ウ) 国民の森林（もり）としての管理経営



地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画へ反映
(令和5年度一斉変更)

1.3) 令和7年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント

(参考) 新しい林業の実現に向けて

多様で健全な森林への誘導イメージ

育成単層林



樹齢・樹高が単一の森林として人為により成立・維持

育成複層林



樹齢・樹高が複数の森林として人為により成立・維持

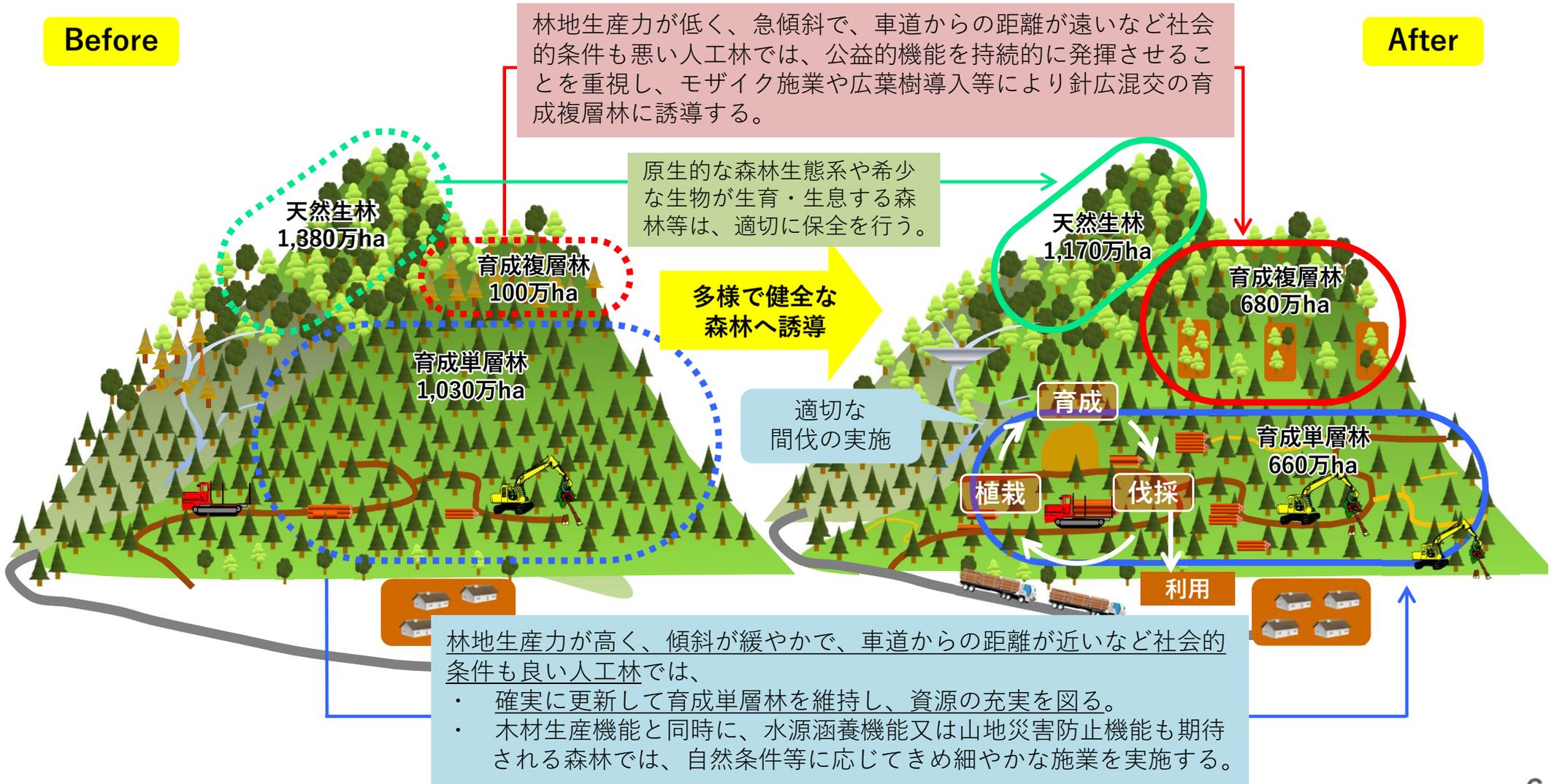
天然生林



自然散布の種子の発芽・生育等、天然力により成立・維持

Before

After



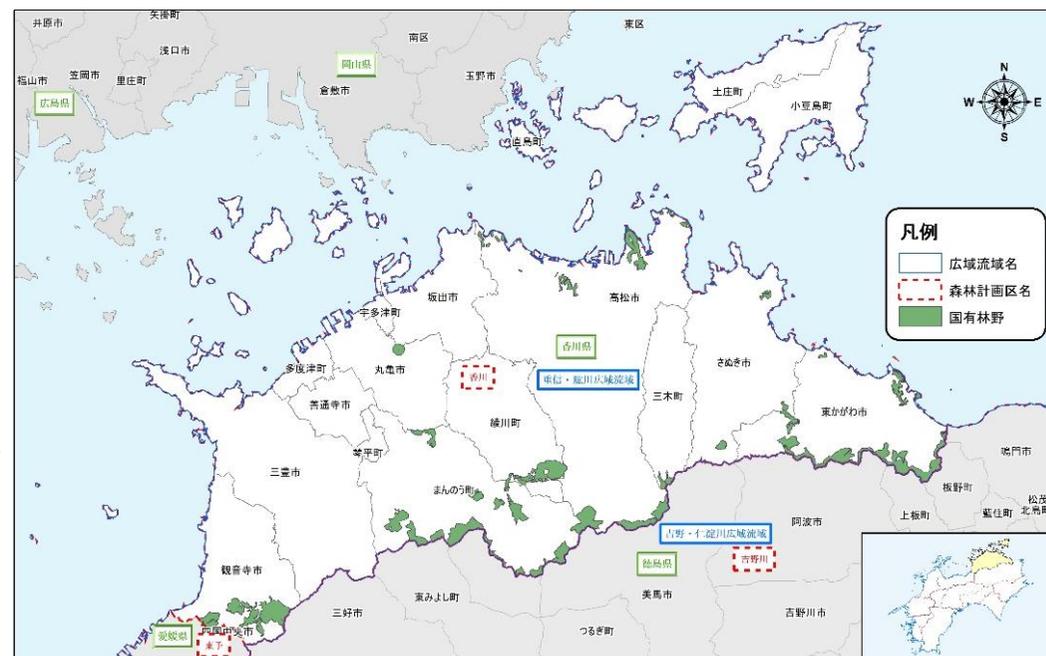
1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和7年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和7年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	28
		3) 林産物の供給に関する事項	35
		4) 国有林野の活用に関する事項	37
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	39
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	40
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	41
3	その他の計画変更の概要	1) その他の森林計画区における主な変更計画量	43
		2) 管理経営の指針の一部改正	45

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

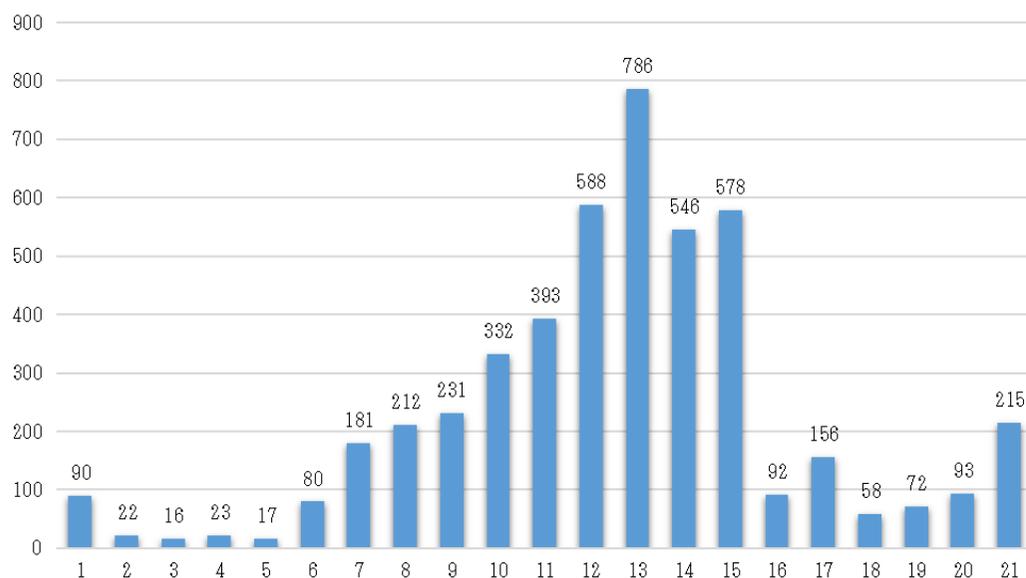
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 計画区の概況 (香川)

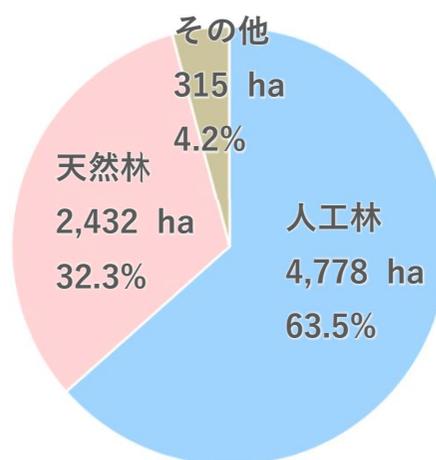
- 香川県全域を包括する。国有林野 7,526 ha (計画区内の森林面積の9%)。
- 人工林 4,778 ha (64%)、天然林 2,432 ha (32%)、無立木地等 315 ha (4%)。人工林のうち6割近くをヒノキが占める。
- 優れた景観を有する森林については、瀬戸内海国立公園及び大滝大川県立自然公園に指定。



人工林の齢級別構成



人工林、天然林別面積



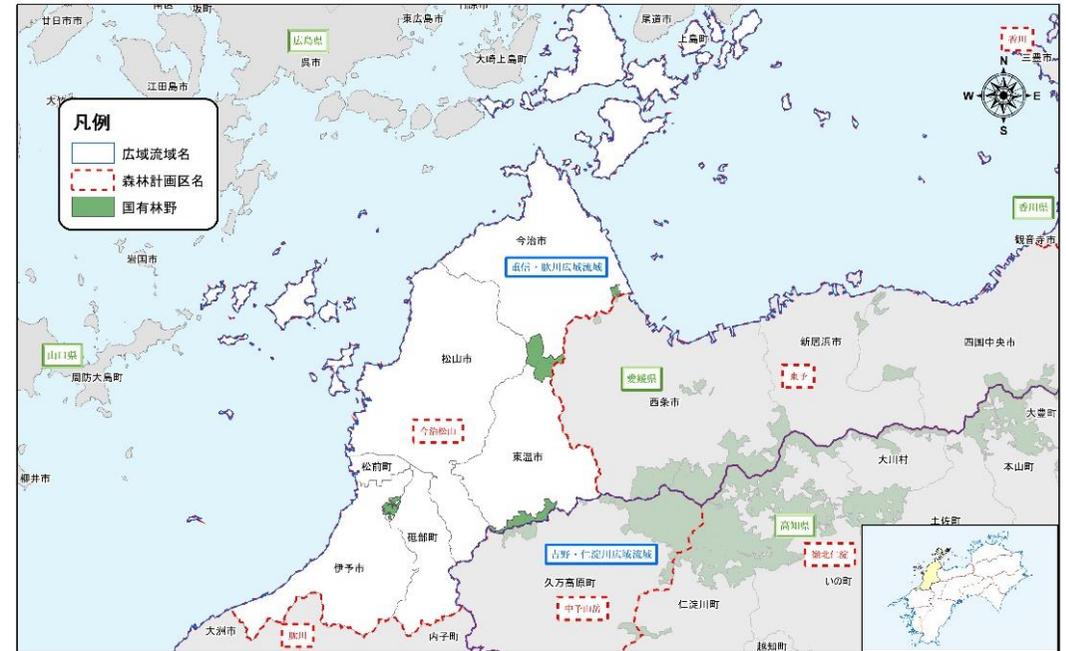
人工林の樹種別面積



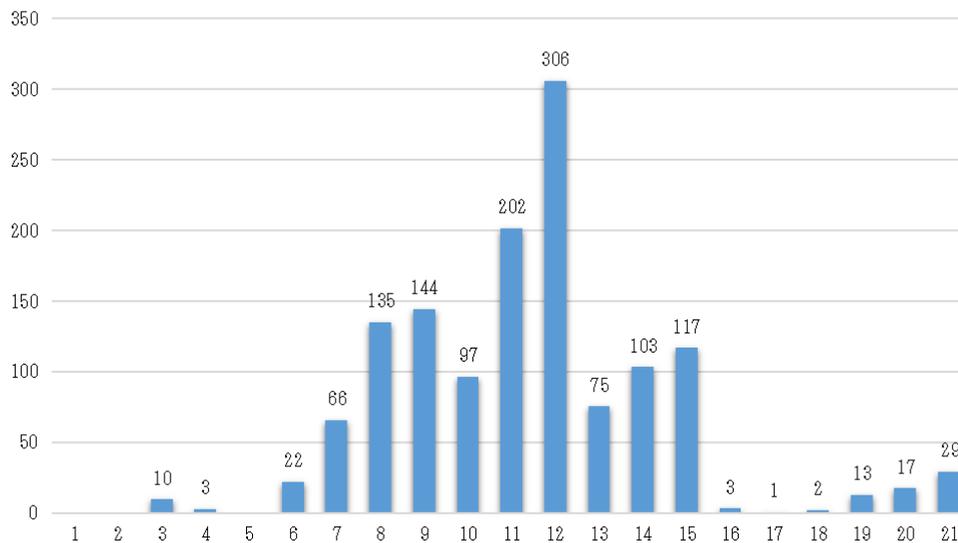
2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

① 計画区の概況（今治松山）

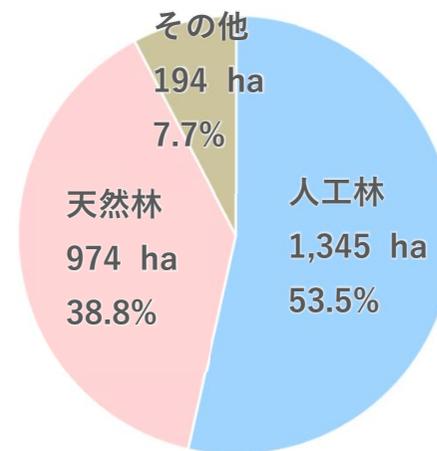
- 愛媛県北部に位置する。国有林野 2,513 ha（計画区内の森林面積の 3%）。
- 人工林 1,345 ha（53%）、天然林 974 ha（39%）、無立木地等 194 ha（8%）。人工林のうち過半数をヒノキが占める。
- 優れた景観を有する森林については、瀬戸内海国立公園並びに奥道後玉川及び皿ヶ嶺連峰の各県立自然公園に指定。
- 令和 7 年 3 月の林野火災により、今治市・西条市で計 482ha の森林が焼損し、このうち国有林は 121ha（今治市 103ha、西条市 18ha）。



人工林の齢級別構成



人工林、天然林別面積



人工林の樹種別面積



2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

② 国有林野の管理経営の現状及び評価（伐採量）

森林計画区	主伐 (m ³)	実行率	間伐 (m ³)	実行率	計 (m ³)	実行率	備考 (計画量を下回った理由)
香川	81,098	56%	104,373	26%	185,471	39%	(香川) 一部の分収林で契約の 延長により伐採を見合 わせたため。
	45,525		26,965		72,490		
今治松山	17,824	18%	59,595	12%	77,419	13%	
	3,164		6,980		10,144		
計	98,922	49%	163,968	21%	262,890	31%	
	48,689		33,945		82,634		

注：上段は現（旧）計画量、下段は実行量（R3.4.1～R8.3.31）※R7年度分は見込値

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

② 国有林野の管理経営の現状及び評価（更新量）

森林計画区	人工造林 (ha)	実行率	備考
香 川	156	58%	主伐の実行減に伴い、期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回った。
	90		
今治松山	21	0%	主伐の実行減に伴い、期間内に植栽を行わなかった。
	—		
計	177	51%	
	90		

注：上段は現（旧）計画量、**下段は実行量**（R3.4.1～R8.3.31）※R7年度分は見込値

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

② 国有林野の管理経営の現状及び評価（保育量）

森林計画区	下刈 (ha)	実行率	つる切 (ha)	実行率	除伐 (ha)	実行率	備考
香 川	282	70%	2	0%	26	0%	更新箇所が少なかったこと、保育作業の省力化に積極的に取り組んだこと等から、計画量を下回った。
	198		—		—		
今治松山	40	0%	—	—%	4	0%	主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行わなかったことから、実行がなかった。
	—		—		—		
計	322	61%	2	0%	30	0%	
	198		—		—		

注：上段は現（旧）計画量、**下段は実行量**（R3.4.1～R8.3.31）※R7年度分は見込値

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

② 国有林野の管理経営の現状及び評価（林道）

森林計画区	開設 延長量 (m)	実行率	改良 延長量 (m)	実行率	備考
香 川	2,150	28%	7,100	16%	森林整備事業の実施状況を踏まえ、既設林道の活用及び優先度の高い路線を実行したことから、計画量を下回った。
	600		1,101		
今治松山	4,100	15%	2,200	6%	
	620		128		
計	6,250	20%	9,300	13%	
	1,220		1,229		

注：上段は現（旧）計画量、**下段は実行量**（R3.4.1～R8.3.31）※R7年度分は見込値

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

③ 持続可能な森林経営の実施方向

ア 生物多様性の保全

- 適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置など**多様で健全な森林の整備・保全**を推進。
- 保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進。
- 30by30目標の達成**に向けて生物多様性の保全に資する地域(OECM)を**効果的に確保するための適切な対応** など。

イ 森林の生産力の維持

- 列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システム等による間伐の実施を推進。
- コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う**一貫作業システム等による主伐・再造林**に取り組み、**造林コストや花粉の少ない森林への転換**。
- 林道と森林作業道等との適切な組合せによる路網の計画的な整備、路網の強靱化・長寿命化 など。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

- 森林病虫害被害の早期発見・早期防除に努める。
- 四国森林管理局が開発した小型囲いわなを用いた**ニホンジカの捕獲方法をはじめとする効果的な捕獲技術の普及**活動の推進。
- 市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策の推進に努める など。



複層伐 (香川所)



列状間伐 (愛媛署)



シカ防護ネット (香川所)

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

エ 土壌及び水資源の保全と維持

- ・保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進。
- ・大規模な山地災害発生時には、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況の調査、山地災害対策緊急展開チームを現地に派遣するなど。



治山施設（香川所）

オ 炭素循環への森林の寄与

- ・多様な伐期による伐採、その後の**確実な更新**を図り、**保育及び間伐の適切な実施**を推進。
- ・治山事業等における間伐材等の木材利用の推進 など。



ふれあいの森（愛媛署）

カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

- ・企業、学校、NPO等の多様な主体と連携し「ふれあいの森」や「遊々の森」等の設定。
- ・「レクリエーションの森」の活用等の推進。

キ 持続可能な森林経営

- ・地域管理経営計画の策定等に当たり計画案についてパブリックコメント制度を活用、計画案の作成前の段階から**広く地域住民等の意見を聴く**ことを実施。
- ・国有林モニター制度を活用して国民の要請の的確な把握等に努める など。



国有林モニター現地説明会
（高知中部署）

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

個々の国有林野を重視すべき機能に応じて機能類型区分を行い、それぞれの機能の発揮に資する森林施業を行う。

山地災害防止タイプ (土砂流出・崩壊防備エリア)



- ・ 下層植生の発達を促すため、適度な陽光が林内に入るように密度管理を行う。
 - ・ 必要に応じて、土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。
- (気象害防備エリア)
- ・ 遮蔽能力が高く、抵抗力が強い森林を育成する。

自然維持タイプ



- ・ 自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、原則として自然の推移に委ねる。

森林空間利用タイプ



- ・ 景観の向上や野外レクリエーションに考慮した伐採を行うなど森林の手入れを適切に行う。

水源涵養タイプ



- ・ 浸透、保水能力の高い森林土壌を維持し、根系や下層植生の良好な発達が促進されるよう、森林の整備を行う。

(四国森林管理局管内では快適環境形成タイプの設定はありません。)

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

策定計画区の機能類型別面積

単位：ha

森林計画区	山地災害防止	自然維持	森林空間利用	快適環境形成	水源涵養	計
香川	+1,622	—	—	—	-1,622	—
	2,255	34	684	—	4,553	7,526
今治松山	+369	—	—	—	-369	—
	1,088	—	262	—	1,162	2,513
計	+1,991	—	—	—	-1,991	—
	3,343	34	946	—	5,715	10,038

注：上段は現（旧）計画面積に対する増減、下段は新計画面積。

主な変更内容：林地保全に配慮した施業を推進するため、山地災害のリスクがある森林の機能類型が水源涵養タイプの場合は、山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）に変更（※）

※ 林地保全に配慮するために行う機能類型の変更は、計画策定のタイミングで実施。

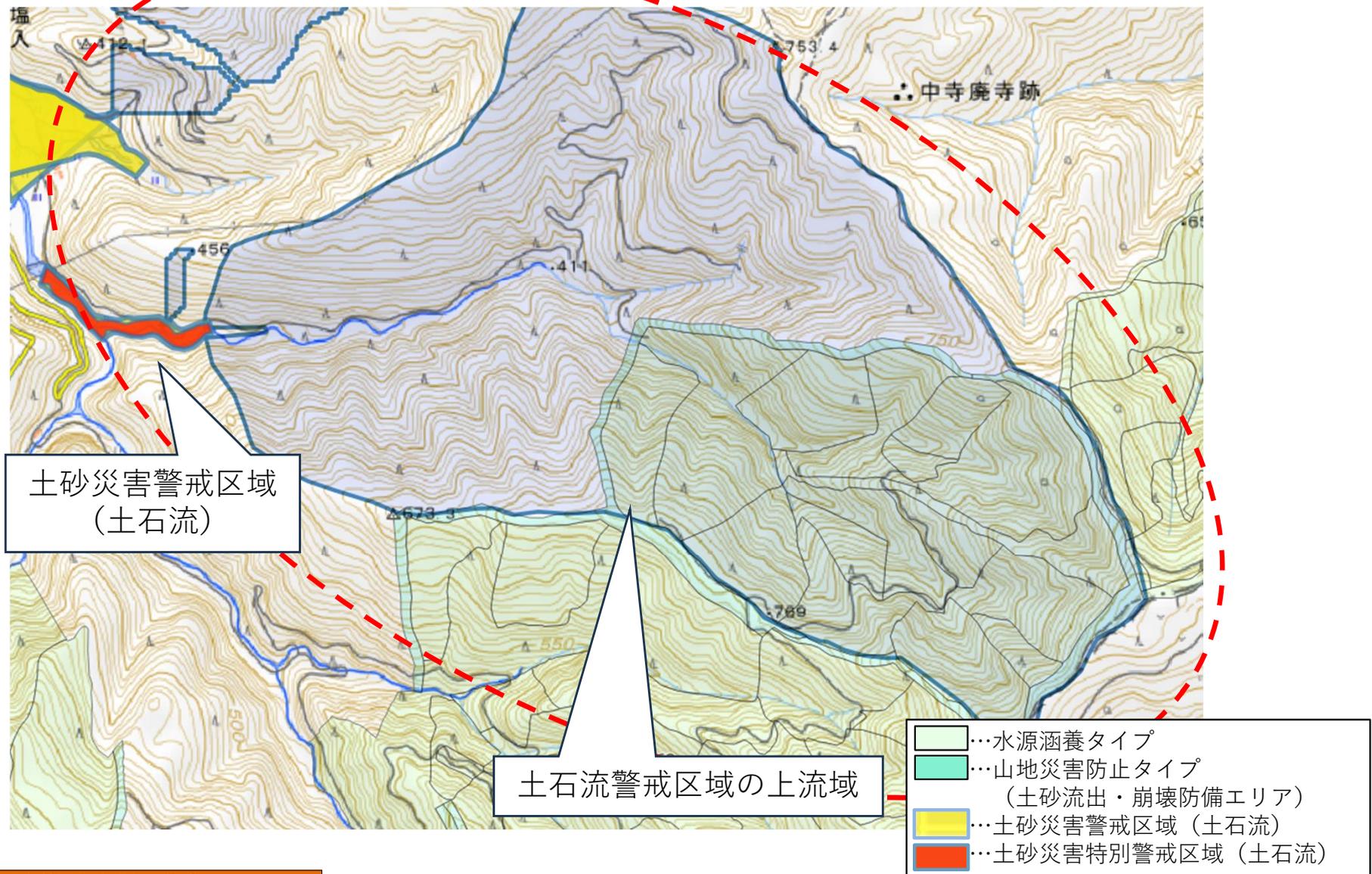
なお、四国森林管理局管内において、快適環境形成タイプの設定はありません。

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

林地保全に配慮した森林施業の推進（機能類型の変更）

香川森林計画区

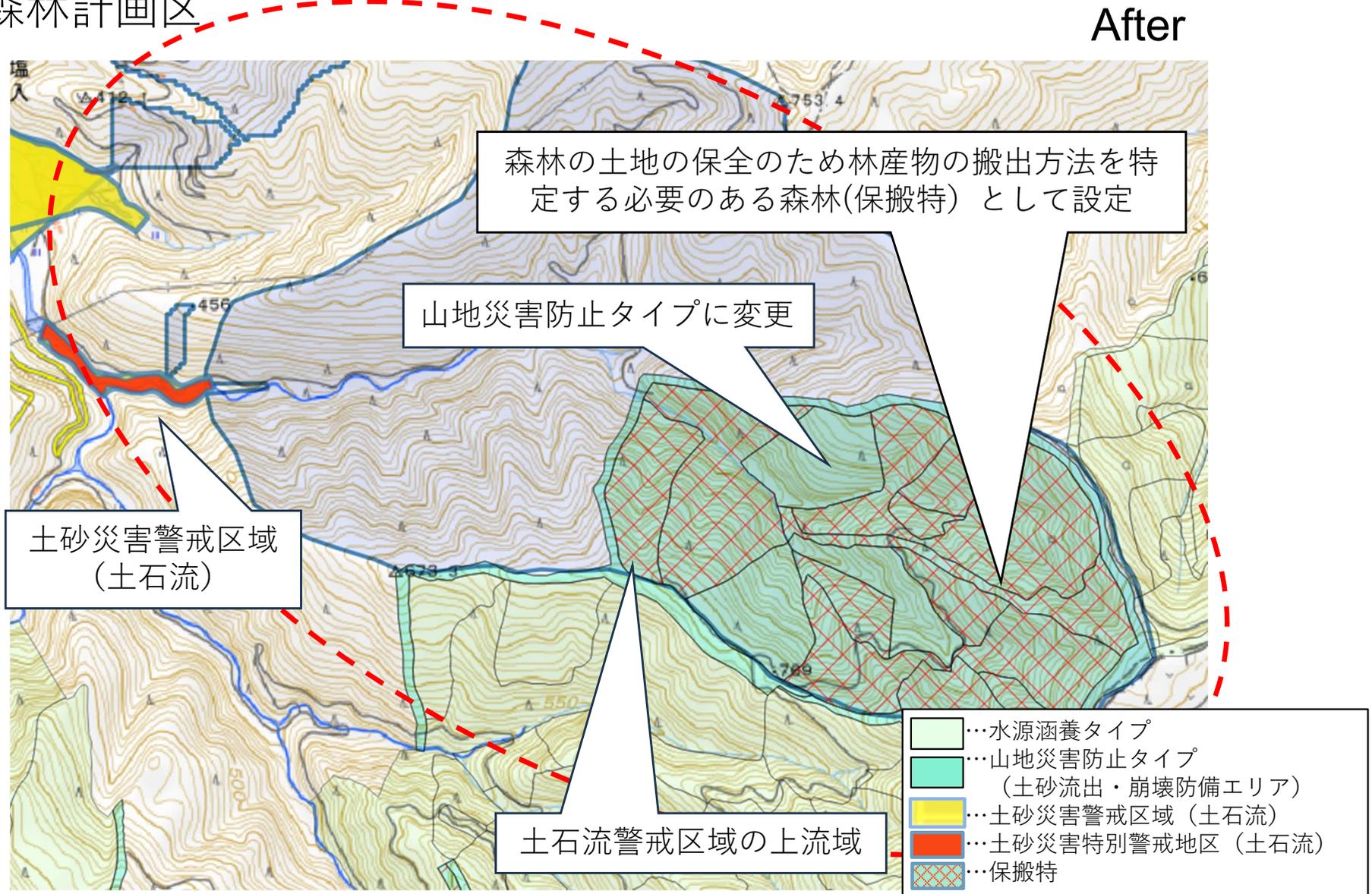
Before



2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

林地保全に配慮した森林施業の推進（機能類型の変更）

香川森林計画区



2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

特に効率的な施業を推進する森林の設定の背景等

■ 現状と対応方針

- 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

■ 取組内容

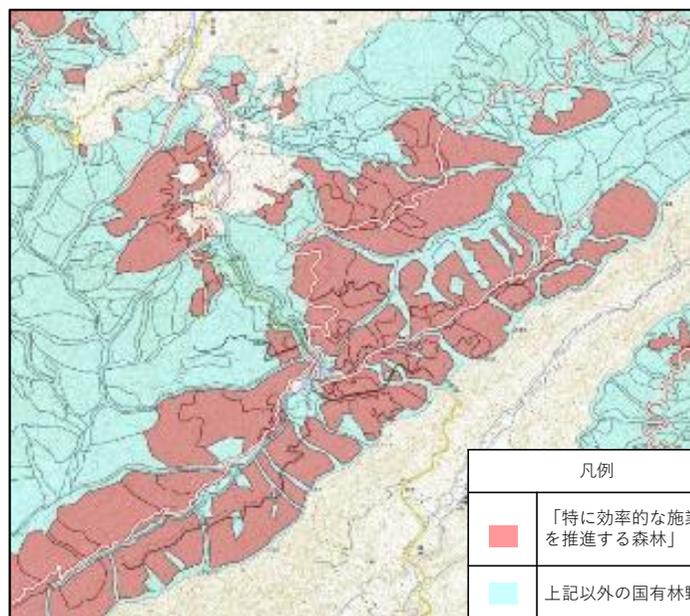
「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

- 水源涵養タイプの人工林のうち、**林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。**
- 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

「特に効率的な施業を推進する森林」での取組

- 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
 - ・ **造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施**や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
 - ・ **事業発注**を通じた林業事業体の育成
 - ・ **樹木採取権**による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施と民有林への普及

事業発注を通じた林業事業体の育成

木材の安定供給に資する林道の機能強化

このほか、分収造林新規契約やレーザ計測・解析等を優先的に実施

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

特に効率的な施業を推進する森林の設定の考え方

多様な森林づくりに向けた人工林の誘導イメージ

～地位・傾斜・車道からの距離で区分した場合～

地形や地位等の自然条件や路網整備等の社会的条件を踏まえて、人工林における森林施業のあり方（施業群等）を適宜見直していく必要。特に、今後施業が見込まれる車道からの距離が近いゾーンから優先的に見直し。

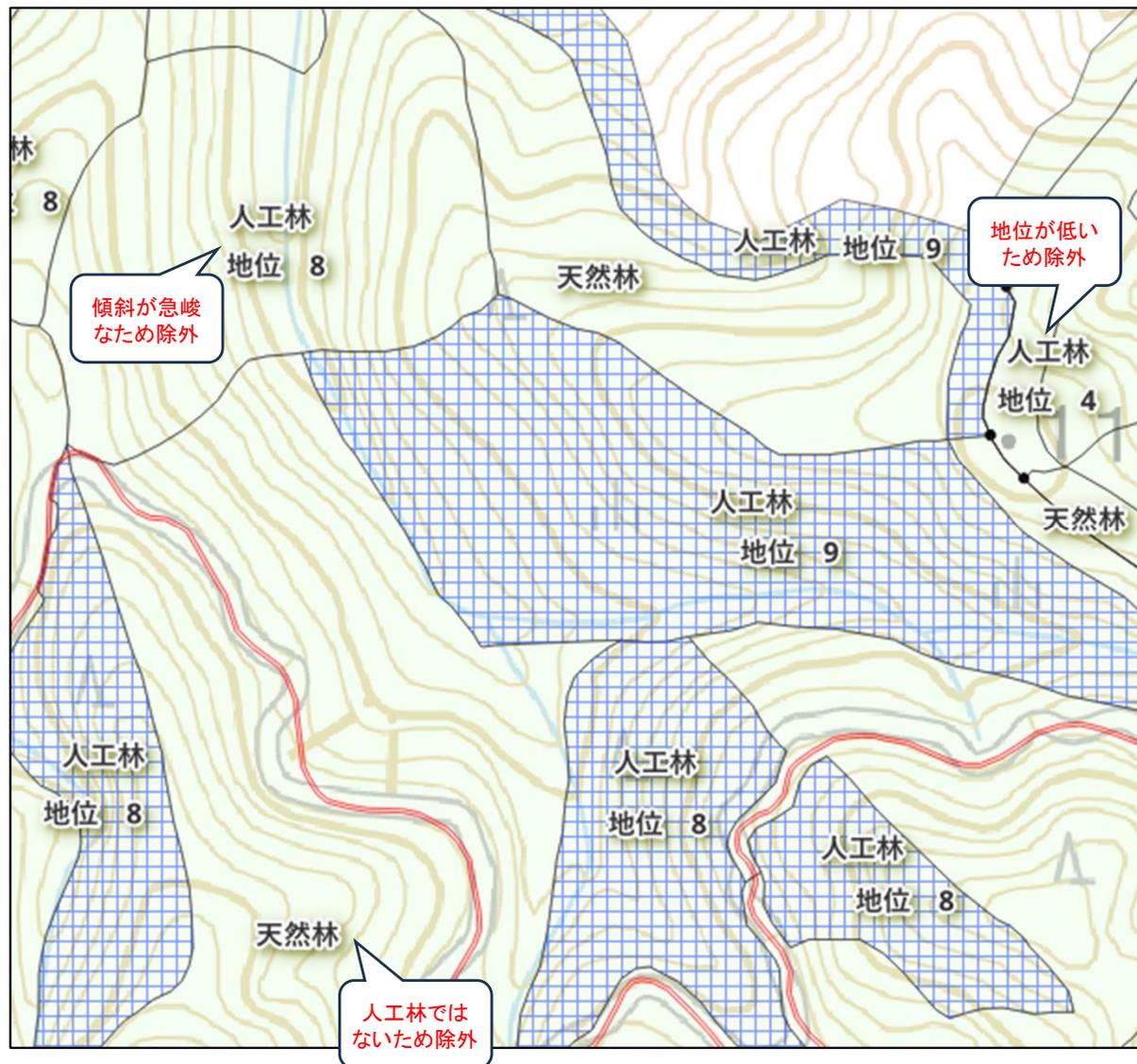
区分		【地形・土地の生産性の観点】			
		高 ←		→ 低	
		傾斜35度未満（中以下）		傾斜35度以上	
【経済性の観点】	高	地位：高（8以上）	地位：中（5～7）	うち傾斜35度未満 かつ 地位：高～中	又は 地位：低（4以下）
	低	車道からの距離 300m未満	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> I A 積極的な 主伐・再造林 (育成単層林を維持) </div>	<div style="border: 2px solid yellow; border-radius: 15px; padding: 5px;"> II 状況に応じて判断 </div>	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px;"> III B 複層林化等 (育成複層林へ誘導) </div>
	低	車道からの距離 300m以上	<div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px;"> IV C 長伐期化 (育成単層林を維持) </div>	<div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px;"> V 状況に応じて判断 </div>	<div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px;"> VI D 自然遷移 (育成複層林へ誘導) </div>

令和5年度に管内の全森林計画区において、上記Aの条件に該当する森林を「特に効率的な施業を推進する森林」に設定

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

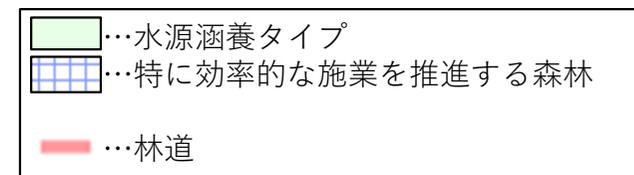
「特に効率的な施業を推進する森林」設定の例

今治松山森林計画区



特効森林の面積 (R8.4.1)

森林計画区	水涵タイプ 人工林面積 a (ha)	特効森林 面積 b (ha)	割合 b/a
吉野川	3,510	841	24%
那賀・海部川	1,282	40	3%
香川	3,601	446	12%
今治松山	830	82	10%
東予	2,312	321	14%
肱川	3,268	944	29%
中予山岳	2,579	599	23%
南予	7,670	1,662	22%
嶺北仁淀	13,776	4,796	35%
四万十川	39,240	9,810	25%
高知	5,425	809	15%
安芸	20,388	5,036	25%
合計	103,880	25,386	24%



2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

- 伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向け、
- ・造林の省力化や低コスト化等に資するエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進める。
 - ・レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証に取り組む。
 - ・得られた成果は、現地検討会等を通じ、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。



レーザ計測機器を用いた現地測量等の現地検討会（愛媛署）



素材生産技術向上に向けた現地検討会（安芸署）



大型ドローンを用いた資材運搬現地検討会（嶺北署）

② 林業事業体・林業経営体の育成

- 事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、
- ・森林整備や素材生産の**発注情報を公開**するなど、効果的な情報発信に取り組む。
 - ・総合評価落札方式や**複数年契約**、事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導。
 - ・森林経営管理制度の定着化に向けた林業経営者の受注機会拡大に配慮。

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- ・ 森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れ
- ・ 公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など



市町村林業担当者も参加した
獣害対策検討会（香川所）



市町村林業担当者
基礎研修受入れ（局）



森林・林業の課題の解決を応援します
～市町村の支援ツール～

④ 森林・林業技術者等の育成支援

- ・ 大学の研究・実習等へのフィールドの提供
- ・ 林業大学校等への講師派遣など



愛媛大学生
インターンシップ受入れ
（愛媛署）



南予アカデミー
一貫作業システム及びコン
テナ苗植付研修（愛媛署）



香川県立農業大学校
植付実習（香川所）

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

⑤ その他

- ・ **国土強靱化基本計画**等に基づき治山対策を推進。
- ・ 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制を推進。



復旧治山工事（高知中部署）



復旧治山工事（嶺北署）



地すべり防止工事（嶺北署）



復旧治山工事（香川所）

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項 (計画総量)

① 伐採総量

単位：m³

森林計画区	主伐	間伐	計
香 川	87,016 《56,173》	106,229 (850ha)	193,245
今治松山	18,154 《11,000》	60,320 (265ha)	78,474
計	105,170 《67,173》	166,549 (1,115ha)	271,719

注：《 》は分収林の伐採量で内書き、()は間伐面積

2.1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

② 更新

③ 保育

④ 林道の開設及び改良の総量

森林計画区	人工造林 (ha)	下刈 (ha)	つる切 (ha)	除伐 (ha)	開設 延長量 (m)	改良 延長量 (m)
香 川	166	440	6	52	900	920
今治松山	18	33	—	1	500	50
計	184	473	6	53	1,400	970
	更新	保育			林道	

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

- ・ 地元自治体、地域住民との緊密な協力・連携の下に、入林者が多い時期に巡視回数を増やすなど重点的な巡視に努める。
- ・ 国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地元自治体等とも協力・連携して巡視等に努める。



三嶺風景林登山道パトロール（高知中部署）



石鎚山お山開き期間中に市町村等と連携してパトロール（愛媛署）



くいしやま
工石山自然休養林のパトロール（嶺北署）

② 境界の保全管理

- ・ 定期的かつ計画的な巡視、破損した境界標の補修、整備に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ・ 松くい虫等森林病虫害による被害は、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

- ・我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林については、「**森林生態系保護地域**」として、原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ・地域固有の生物群集を有する森林については、「**生物群集保護林**」として原則として自然の推移に委ねた管理を行う。
- ・希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、「**希少個体群保護林**」として、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。
(香川・今治松山計画区内にはいずれも設定はありません。)



石鎚山系森林生態系保護地域
(愛媛署、嶺北署)



剣山生物群集保護林
(徳島署)

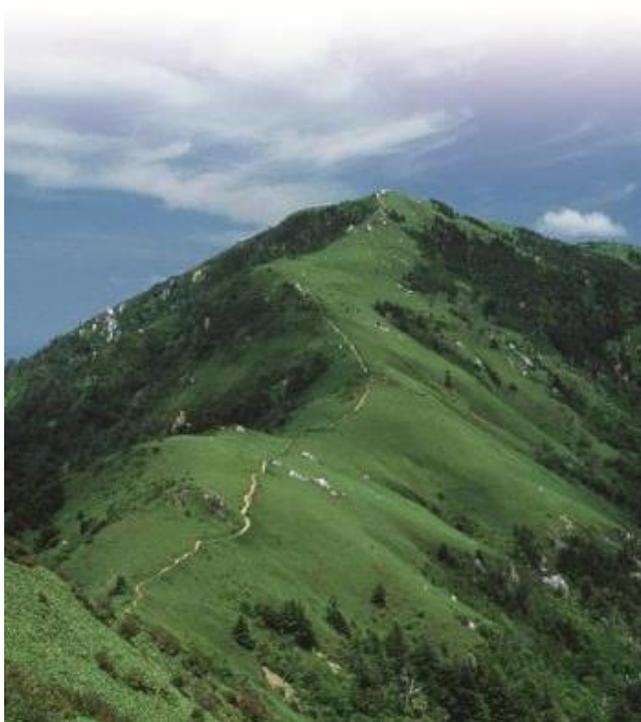


白髪山天然ヒノキ (遺伝資源)
希少個体群保護林 (嶺北署)

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

② 緑の回廊

- ・ 生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、**保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成**を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護。
- ・ 天然林においては、危険木の処理や多様な樹種構成の林分とするための択伐等に限定した施業を行い、人工林においては、野生生物の生育・生息や移動が良好な状態となるよう**非皆伐施業**や**針広混交林化**等を推進。
(香川・今治松山計画区内にはいずれも設定はありません。)



剣山地区緑の回廊



石鎚山地区緑の回廊

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

③ その他

保護林や緑の回廊は、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化の的確な把握に努め、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直しを行う。

石鎚山系森林生態系保護地域



鎗戸シコクシラベ（遺伝資源）希少個体群保護林



小田深山ブナ（遺伝資源）希少個体群保護林



2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

- 四国森林管理局は、平成26年度からNPO法人四国自然史科学研究センター等と連携して、センサーカメラ等によるツキノワグマの生息分布調査（「はしっこプロジェクト」）を実施。

○調査方法

センサーカメラ等によるツキノワグマの生息状況の調査

○調査対象地

四国山地緑の回廊（剣山地区）及び国指定剣山山系鳥獣保護区を中心とした国有林及び民有林（34箇所）

○調査主体

四国森林管理局
環境省中国四国地方環境事務所
（認特）四国自然史科学研究センター

○調査協力機関

ニッポン高度紙工業株式会社



ツキノワグマ



ニホンカモシカ

令和6年度の調査結果

名称	撮影箇所数	名称	撮影箇所数
ツキノワグマ	19	ニホンザル	30
アナグマ	34	ニホンジカ	34
イノシシ	33	ニホンノウサギ	13
ニホンテン	33	ニホンモモンガ	3
アカギツネ	20	ニホンリス	18
タヌキ	32	ハクビシン	23
ニホンカモシカ	27	ムササビ	0
ネズミ科の一種	15	ヤマネ	5
イタチ属の一種	13	コウモリ目の一種	12

※箇所数は、全調査箇所（34箇所）のうち、対象となる動物が1回以上撮影された調査箇所数。

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

(4) その他必要な事項

- ・ 溪畔周辺については、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による**上流から下流までの連続性を確保**し、よりきめ細やかな**森林生態系ネットワークの形成**に努める。
- ・ 林野火災により被害を受けた森林については、速やかに国有林の森林復旧計画を策定し、**治山事業等の実行により、森林の公益的機能の早期回復**を図る。
- ・ 山火事、廃棄物の不法投棄等の防止や境界の保全等のほか、鳥獣被害の防止や保安林の適切な管理等のためにも、適切な防除対策の実施、森林の巡視、標識の設置等に努める。



令和7年愛媛県今治市及び西条市の林野火災の状況（医王山国有林 R7.6撮影）（愛媛署）



入山者への啓発標識（四万十署）

2.2) 国有林の維持及び保存に関する事項

(参考) 30by30目標の達成に向けて

昆明・モンリオール生物多様性枠組（生物多様性条約 COP15）

(30 by 30)

陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全

保護地域：国内の法令等に基づき生物多様性の保全のために行為が制限されている区域
・自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林、緑の回廊など
・2020年現在で国土の20.5%（773万ha）が保護地域に設定されている

OECM：Other Effective area-based Conservation Measures
保護地域以外で生物多様性の保全に資する区域のこと

30by30ロードマップ



生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

概要

○キーマッセージ

- ▶ 2030年までに陸と海の30%以上を保全
- ▶ 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- ▶ 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS (Nature-based Solutions)のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ

○30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- ▶ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- ▶ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理 → 地域生物多様性増進法（令和6年法律第18号）の制定
- ▶ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等

2.3) 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 林産物の安定供給

- ・ 機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる**国有林材の持続的・計画的な供給**に努める。
- ・ 路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる列状間伐、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う**一貫作業システム**、**複数年契約による事業発注**に取り組む。



素材生産現場（香川所）

② 林産物等の販売

- ・ 地域の林業・木材産業の活性化に資するよう、民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送するシステム販売等に取り組む。



システム販売（桧積）
（香川所）

2.3) 林産物の供給に関する事項

(2) その他必要な事項

- ・庁舎等の整備において**木材の積極的な利用**に努めるとともに、林道事業・治山事業において、間伐材等を積極的に利用する。



林道事業（香川所）



治山事業（香川所）



CLTパネル工法を採用した嶺北森林管理署庁舎（CLT内壁、床サクラ材）



2.4) 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方法

① 国有林野の活用の適切な推進

- ・地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進。

② 公衆の保健のための活用の推進

- ・「レクリエーションの森」を広く国民に開かれた利用に供する。



森林教室（香川所）

2.4) 国有林野の活用に関する事項

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ・再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえる。
- ・盛土をはじめとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。
- ・「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間の活力を活かした施設整備等の推進、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等に努める。



「日本美しい森 お薦め国有林」 (四国森林管理局では5箇所)



屋島風景林 (香川所)



飯野山風景林 (香川所)



大谷池風景林 (愛媛署)

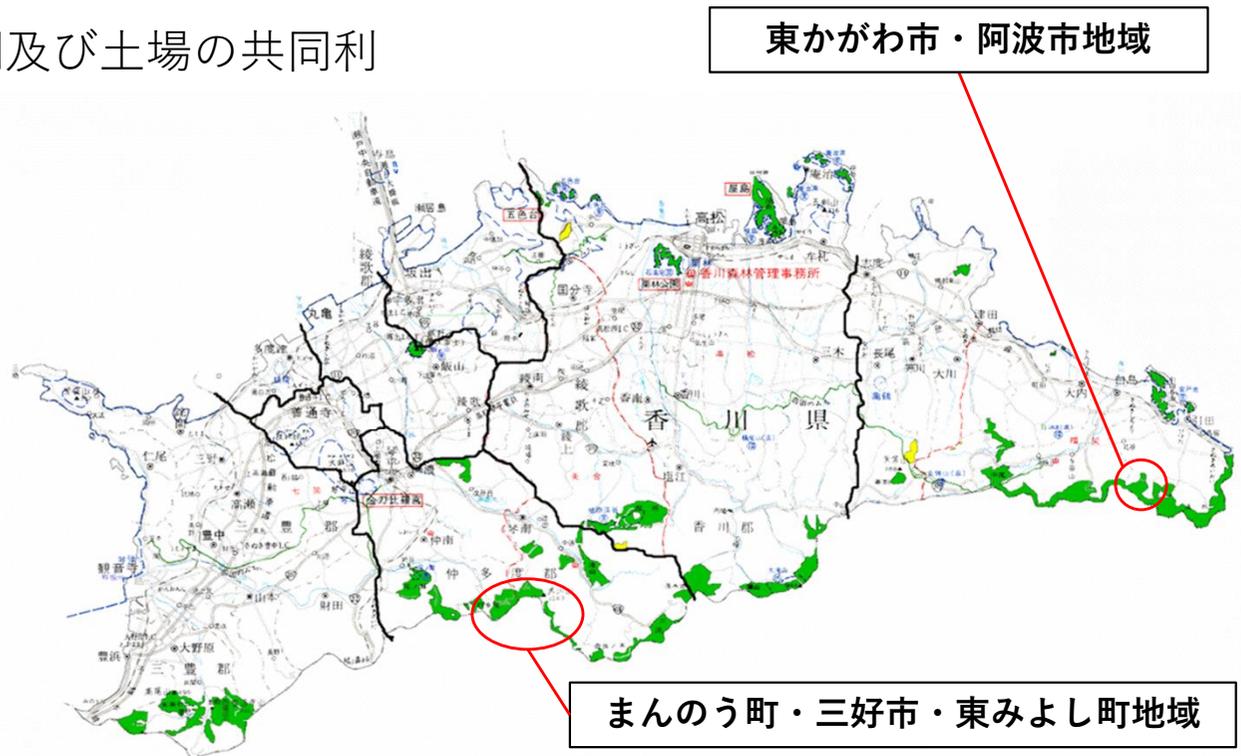
2.5) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や 民有林材との協調出荷の推進に関する事項

- ・ **地域における施業集約化の取組を支援**するため、森林共同施業団地を設定。
- ・ 森林共同施業団地においては、路網及び土場の共同利用等に取り組む。

香川計画区（2団地）

- ・ **東かがわ市・阿波市地域の森林整備推進に関する協定**
- ・ **まんのう町・三好市・東みよし町地域の森林整備推進に関する協定**



(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

- ・ 国有林に隣接・介在する民有林で、**国有林の公益的機能の維持増進**のため必要な場合には、民有林所有者と協定を結び、**国有林と一体的に整備・保全**を行う「公益的機能維持増進協定制度」の活用を推進。

2.6) 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ・「ふれあいの森」※ や「多様な活動の森」※ 等を活用して、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行う。

※「ふれあいの森」とは、協定を結び、植栽、保育等の森林整備活動に提供する森林

※「多様な活動の森」とは、協定を結び、美化活動、森林パトロール等、森林の保全を目的とした様々な活動に提供する森林

(2) 分収林に関する事項

- ・企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定等、分収林制度を活用した取組を進める。

(3) その他必要な事項

- ・「遊々の森」※ や学校分収林の活用、森林の有する多面的機能に関する普及啓発活動の実施、指導者の派遣や紹介等に取り組む。

※「遊々の森」とは、協定を結び、森林教室、自然観察、体験林業等の森林環境教育の推進を目的とした活動に提供する森林

2.7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 施業指標林、試験地等

- ・ 施業指標林や試験地は、試験研究機関とも連携し、現地展示、森林施業技術の研修、検討会のフィールド、森林環境教育の場等としても活用。

② 林業技術の開発普及

- ・ 特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術、ICT（情報通信技術）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法等の開発・実証など。



鷹山国有林の集約化試験団地（香川所）



ラジコン式油圧ウインチや大型ドローンを用いた資材運搬工法見学会（嶺北署）

(2) 地域振興に関する事項

- ・ 国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

1	計画制度について	1) 森林計画制度の体系	3
		2) 令和7年度に計画策定・変更する森林計画区	4
		3) 令和7年度に策定・変更する地域管理経営計画等のポイント	5
2	地域管理経営計画の計画事項	1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	8
		2) 国有林の維持及び保存に関する事項	28
		3) 林産物の供給に関する事項	35
		4) 国有林野の活用に関する事項	37
		5) 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林の整備及び保全に関する事項	39
		6) 国民の参加による森林の整備に関する事項	40
		7) その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	41
3	その他の計画変更の概要	1) その他の森林計画区における主な変更計画量	43
		2) 管理経営の指針の一部改正	45

3.1) その他の森林計画区における主な変更計画量

項目		計画区	変更計画		現行計画		変更/現行
施業群の見直し (ha)		吉野川	複層	+3	ス分散	-3	
		南予	ス長伐	+5	ス分散	-5	
		四万十川	ヒ長伐	+195	ヒ分散	-203	
			ヒ長複	+8			
伐採量	主伐 (m ³)	吉野川		57,881		59,581	97%
		那賀・海部川		18,109		17,852	101%
		南予		54,865		54,562	101%
		嶺北仁淀		298,534		298,519	100%
		四万十川		606,143		613,084	99%
		安芸		173,483		166,647	104%
	間伐 (m ³)	吉野川		92,967		92,190	101%
		那賀・海部川		50,693		50,922	100%
		中予山岳		140,446		140,455	100%
		南予		313,935		314,003	100%
		四万十川		1,047,874		1,040,932	101%
		安芸		651,990		659,342	99%

3.1) その他の森林計画区における主な変更計画量

項目		計画区	変更計画	現行計画	変更/現行
更新	人工造林 (ha)	吉野川	69	75	92%
		南予	134	148	91%
		嶺北仁淀	360	360	100%
		四万十川	1,111	1,182	94%
		安芸	288	299	96%
保育	下刈 (ha)	安芸	817	819	100%
治山	保全施設 (箇所)	南予	10	9	111%
		嶺北仁淀	28	27	104%
		高知	8	8	100%

3.2) 管理経営の指針の一部改正

関係通知の制定・改正を踏まえ、四国森林管理局における多様で健全な森林づくりを推進するため、改正。

改正の主なポイント

- ・ 効率的な伐区設定が可能となるよう、水源涵養タイプの育成複層林施業に係る伐採・搬出等に係る規定を見直し。
- ・ 水源涵養タイプにおいて、「特に効率的な施業を推進する森林」に係る規定を追加。
- ・ 水源涵養タイプの通常伐期施業群に係る伐期齢について、分収林を除き、国有林の地域別の森林計画で定める標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢となるよう、一部の森林計画区について見直し。